

解禁指定有り

平成28年度6月3日
中部地方整備局
高山国道事務所

41

特殊車両の指導・取締を実施

～重量制限超過は道路に負担をかけています～

1. 概要

高山国道事務所では、道路の保全と交通の危険防止を図るため、岐阜県警察の協力のもと、6月10日に特殊車両通行許可違反の車両に対する指導・取締りを飛騨市神岡町船津において行います。

なお、今回は、面的な取締の実施による取締効果の向上を目的とし、管内6事務所による同一日特殊車両現地取締を実施します

2トンの違反で9倍の影響に



重量制限超過は国民の財産である道路に負担をかけています

2. 実施日時

特殊車両の指導取締

日時：平成28年6月10日（金）10:00～12:00（予備日 6月17日（金）同時間）

場所：飛騨市神岡町船津（船津パーキング）（別紙2）

3. 資料 別紙1 取締の趣旨等
別紙2 実施場所 案内図
別紙3 制限を超える大型車両の通行
別紙4 特殊車両の種類
別紙5 整備局管内取締位置図

4. 解禁 平成28年6月10日（金）16:00
（予備日の場合 6月17日（金）12:00）

5. 配布先 高山記者クラブ

6. お問い合わせ先 国土交通省 中部地方整備局

高山国道事務所 副所長（管理） 山腰 隆信（やまこし たかのぶ）
管理第一課 専門職 中谷 裕也（なかだに ひろや）
TEL 0577-36-3823（管理第一課直通）
FAX 0577-36-3841（ // ）

道路の異状を発見したら… **#9910**
道路緊急ダイヤル（通話料無料・24時間受付）



道路情報の入手に便利です。ご活用ください

パソコン <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/>
スマホ・携帯 <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/mobile/>



1. 取締の趣旨

高度経済成長期に作られた橋は、建造後50年近くを経過して高齢化が進行しており、当事務所管内の国道41号も、橋梁の多くが竣工後50年近くを経過し高齢化が進行しています。

重量違反車両が橋梁や舗装に与える影響は大きく、その蓄積によって損傷・劣化の進行が懸念されたり、車の制動能力低下や荷崩れなどが発生し大事故に繋がる危険性もあります。

生活や産業を支える重要な社会インフラである道路を、国民の皆様により長く、安全に使用していただくため、長寿命化対策として行われている橋梁の補修・補強と同時に、重量違反車両に対する指導・取締を強化し、道路の破損、交通事故を防止する対策を行っております。

2. 実施内容

岐阜県警等の協力を得て、特殊車両を基地等に引き込み違反車両の指導・取締りや通行許可制度の普及啓発を行います。

- ・特殊車両許可証の有無及び携帯の確認
- ・許可内容や許可条件の確認
- ・車両の計測（重さ、高さ、長さ、幅）

違反内容に応じて、措置命令や警告の措置を行います。

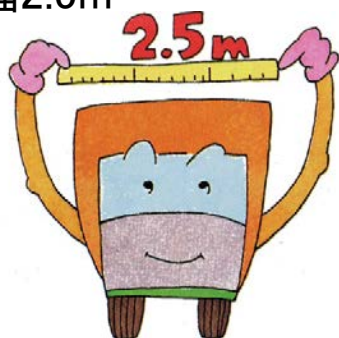
3. 昨年度取締実績

- ・実施回数： 6回
- ・計測台数：14台
- ・違反台数： 4台
警告4台

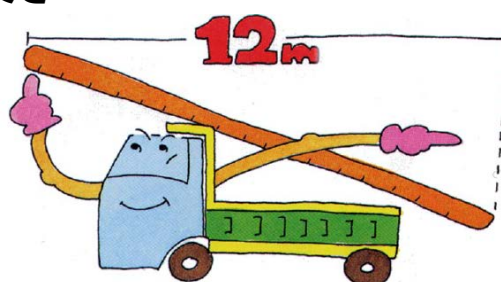
制限値を超える大型車両の通行

道路法（政令：車両制限令）では、橋梁、トンネル等の道路構造への影響を勘案し、車両の最高限度が定められております。道路を運行するにあたり、**一般的な制限値のどれか一つでも超えて（荷物を積載した状態を含む）**車両を通行させようとする者などは、通行する道路管理者に対し『特殊車両通行許可申請』が必要になります。その許可証がない場合は、道路を走ることはできません。

幅2.5m



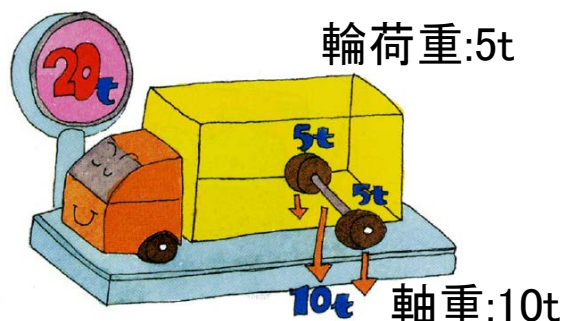
長さ:12m



高さ:3.8m



総重量:20t



《一般的な制限値》

寸法	最高限度	重量	車両制限令の最高限度
幅	2.5メートル	総重量	20.0トン
長さ	12.0メートル	軸重	10.0トン
高さ	3.8メートル	輪荷重	5.0トン

※軸重とは、1つの車軸の輪荷重の総和をいう。

※一般的な制限値は、通行する道路や車種によって制限値が異なります。

車両の構造又は車両に積載する貨物の特殊性を審査し、**必要上やむを得ないと道路管理者が認める場合に限って**、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件（徐行、通行禁止、誘導車の配置、通行時間帯の指定等）を付して、**最高限度を超える車両の通行を許可**しています。

特殊車両の種類

車両の形態を示したものであり、必要な軸数、軸巨などは運搬する車両によって異なります。
主に①車両の構造、②輸送する貨物の2つの特殊性に分けられます。

①車両の構造が特殊

■特例5車種(車両の構造が特殊)

①バン型セミトレーラ



②タンク型セミトレーラ



③幌枠型セミトレーラ



④コンテナ用セミトレーラ



⑤自動車運搬用セミトレーラ



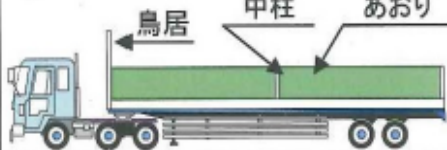
⑥フルトレーラ



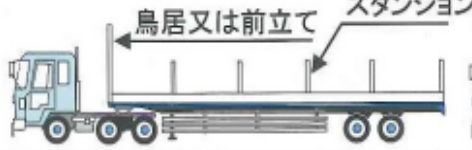
■追加3車種(車両の構造が特殊)

貨物の落下を防止するために十分な強度のあおりなどや固縛装置を有していなければいけません。

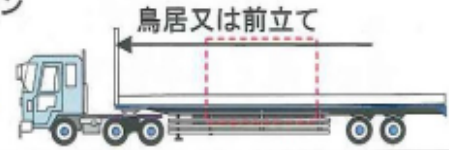
①あおり型セミトレーラ



②スタンション型セミトレーラ

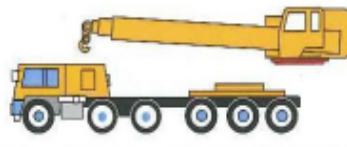


③船底型セミトレーラ



■単車(車両の構造が特殊)

トラック・クレーン



クレーン車検証に記載された重量
で走行しなければなりません

※一次分解が必要になる場合があります

②輸送する貨物が特殊

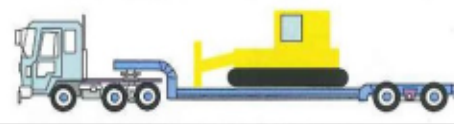
○海上コンテナ用セミトレーラ

海上コンテナを運搬



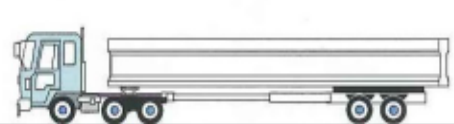
○重量物運搬用セミトレーラ

建設機械、大型発電機などを運搬



○ポールトレーラ

橋桁、電柱などを運搬



道路の異状を発見したら…

#9910

道路緊急ダイヤル (通話料無料・24時間受付)



道路情報の入手に便利です。ご活用ください

パソコン <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/>

スマホ・携帯 <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/mobile/>



